

## 資料6 用語解説（50音順）

### あ行

#### ◇ICT（アイ・シー・ティー）

情報通信技術のこと。Information & Communications Technology の略。

#### ◇アウトリーチ

生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

#### ◇医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

#### ◇SDGs（エス・ディー・シーズ）

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

### か行

#### ◇グループホーム

認知症高齢者や障害者等が、食事提供その他の日常生活の支援や機能訓練等のサービスを受けながら、地域で少人数の共同生活を行う住宅。

#### ◇健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味する。

#### ◇ゲートキーパー

地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。自殺対策に関する知識を持つ人のこと。「命の門番」といわれる。

#### ◇権利擁護

高齢や障害などのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスが利用できるよう支援し、本人の権利を擁護すること。

#### ◇高次脳機能障害

事故による頭部外傷や脳血管障害など、脳の損傷等による後遺症等として生じる言語・思考・記憶・行動等の認知機能の障害。

#### ◇合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（社会における事物、制度、慣行、観念等）を取り除くために必要な配慮を行うことをいう。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なる。

#### ◇コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）

地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、制度の狭間にいる人に寄り添い、地域の人とともに支援していくことを通して、個人の問題を地域共通の課題ととらえ、住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職。「地域福祉コーディネーター」ともいう。

## さ行

### ◇災害時要配慮者

災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者などをいう。さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども要配慮者として考えられる。

### ◇受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

### ◇小規模多機能型居宅介護

認知症など的高齢者が、利用者の選択によって「通い」を中心に、利用者のその時々の状態に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせる介護サービス。なお、訪問看護を組み合わせた複合型サービス「看護小規模多機能型居宅介護」もある。

### ◇重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害という。その状態の子どもを重症心身障害児、成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と定義。

### ◇重層的支援体制整備事業

令和2年6月、社会福祉法改正に伴い創設された国の事業。市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施するもの。

### ◇食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

### ◇人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

どのように生活して、どのような医療や介護を受けて、人生の最期を迎えるかについて、自分自身で考え、家族や信頼できる人、医療・介護の関係者と繰り返し話し合うこと。

### ◇生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義している。

### ◇生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の支え合い活動を始めた高齢者の生活支援サービスの提供体制整備に向けたコーディネート機能を果たす役割を担う職員。

### ◇生活習慣病

高血圧症、糖尿病（インスリン非依存性）、脂質異常（家族性を除く）をはじめ、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などを総称している。

### ◇成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人について、自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度。

### ◇ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

貧困やホームレス状態に陥った人々、障害や困難を有する人々、制度の狭間にあって社会サービスの行き届かない人々を排除し孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むこと。社会的包摂ともいう。

**た行****◇地域共生社会**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

**◇地域包括ケアシステム**

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

**◇地域包括支援センター**

全ての区民を対象とした保健福祉の総合相談を実施する「支援を必要とする全ての人を支える地域包括ケアシステムの地域拠点」と位置づけている機関。保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスや介護保険認定申請の受付業務を実施している。

**◇地域密着型サービス**

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービス体系で、区市町村が事業者の指定や監督を行い、サービスの利用は、原則としてその区市町村の被保険者に限定される。対象サービスは、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（利用定員18人以下の通所介護）などがある。

**な行****◇認知症ケアパス**

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ認知症の人とその家族に提示されるようにするもの。

**◇認知症サポーター**

「認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支える応援者」として、全国で養成が進められているもの。1時間半程度の養成講座を受けてサポーターとなる。日ごろの生活や仕事の中で温かく見守ることが基本的な役割とされている。

**は行****◇8050（はちまるごーまる）問題**

ひきこもりや離職等によって、例えば80代の親と50代の子など、高齢者と中年の世帯が生活上の困難を抱え、社会から孤立してしまうこと。

**◇発達障害**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされる。

## ◇バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくことをいう。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面である。

## ◇ひきこもり

厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念」とされている。

## ◇避難行動要支援者

災害等が発生、または、発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難なため、円滑・迅速な避難の確保などの支援を要する人のこと。

## ◇フレイル

「筋力」、「認知機能」、「社会とのつながり」が低下し、「加齢等により心身が衰えた状態」のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。フレイルは、早く気づき対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。

## ◇福祉教育

憲法に規定された基本的人権に基づき社会福祉問題を素材として学習すること。また、その学習を通して社会福祉制度、活動への関心と理解を進め、誰も疎外することなく共に生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動。

## ◇放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの。

## ま行

### ◇民生委員・児童委員

地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行う。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど区民に最も身近な存在として活動している。

## や行

### ◇ヤングケアラー

大人が担うような家族のケア（家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど）をする18歳未満の子ども。18歳から概ね30歳までのケアラーを「若者ケアラー」という。

## ら行

### ◇ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・壮年期・老齢期など人間が誕生してから亡くなるまでの生活史上における年代別の各段階。